

契 約 書

- 1 契約番号 第08-4013号
及び件名 管理センター清掃業務
- 2 業務実施場所 仕様書のとおり
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託料 金 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕
- 5 契約保証金 免除する

上記業務の委託について、委託者 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会(以下、「甲」という。)と受託者 (以下、「乙」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

収入
印紙

甲 札幌市東区北12条東7丁目1番15号
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会
理事長 中川 雅己

乙

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に定めるもののほか別添仕様書等に従い契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(調査等)

第5条 甲は、乙の業務の実施状況等について随時調査し、必要な報告を求め、監督するとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第6条 乙は、業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。また、業務の実施に際して第三者に損害を与えたときも同様とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

(検査等)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちにその旨を書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるか否かを検査しなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり甲から補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面により委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を乙に対して支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第9条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後に完了する見込みがあるときは、甲は、乙から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分の委託料を控除した額につき、遅延日数1日について1,000分の2の割合を乗じて計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項に規定する支払が遅れたときは、乙は、未受領金額につき、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める件に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第10条 乙は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、第50条第1項に規定する課徴金納付命令)又は第66条第4項の審決が確定したとき(同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の3に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由がないのに、業務を着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により期間内に業務を完了する見込がないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行に当たり、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が契約の履行に当たり正当な事由がなく、甲の検査又は監督職員等の指示に従わないとき。
- (5) 乙の故意又は重大な過失により不法行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか契約条件に違反すると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の既成部分を検査し、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に対して委託料の12分の1に相当する金額を違約金として請求することができる。

4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対してその損失の補償を請求することができない。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、乙と協議して、その損害を賠償しなければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従業員に対する責任)

第14条 乙は、業務に従事する従業員に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うとともに、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(遵守事項)

第16条 前各条のほか、この契約の履行については、甲乙ともに関係法令及び一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程を遵守するものとする。